

群馬大学大学院保健学研究科博士後期課程学位論文審査及び最終試験に関する内規

平成23. 4. 1 制 定

改正 平成25. 7. 23 平成28. 4. 26

平成30. 3. 27 令和元. 6. 25

令和 6. 11. 26

[1] 博士後期課程の学位論文審査

1 論文提出の方法

- (1) 保健学研究科博士後期課程（以下「博士後期課程」という。）第3学年に在学し、所定の単位を修得した者又は修得見込みの者の学位論文は、指導教員を経て保健学研究科長（以下「研究科長」という。）に提出しなければならない。ただし、保健学研究科教授会（以下「教授会」という。）が、在学期間中に優れた研究業績を上げたと認めた者の学位論文の提出については、別に定める。
- (2) 平成24年度以前の入学者で学位論文の提出ができる者は、保健学研究科教務委員会（以下「教務委員会」）が実施する外国語試験に合格した者又は博士後期課程外国語試験の免除に関する申合せの適用を受けた者とする。
- (3) 学位論文の提出に当たっては併せて参考論文を提出することができる。

2 提出論文

- (1) 提出する学位論文は、提出者を筆頭著者とする原著論文で、群馬大学保健学研究科博士後期課程学位論文審査に関する申合せ（以下「申合せ」という。）に基づき選定された学術専門雑誌に掲載されたもの又は当該雑誌の編集責任者の掲載許可を得たものとし、教授会が必要とする部数を提出しなければならない。
- (2) 筆頭著者とは、第1著者又はequal contributionと明示された第1及び第2著者とする。

3 添付書類

学位論文に添付する書類は、次に定めるとおりとする。

ア 論文目録 論文題名が外国語の場合は、訳を付すること。

未公表論文の場合は、原稿の枚数、公表の方法「掲載雑誌・編集責任者の原稿受付証明書を添付」及び時期を記入すること。

イ 参考論文（ある場合）

ウ 学位論文の要旨

エ 共著者全員の同意書（原則として、共著論文の場合に限り提出する。）

4 論文の受理

教授会は、論文の受理の可否を審議する。

5 審査委員会

- (1) 論文の審査は、教務委員会で選定し教授会で承認された特別研究担当教員3人で構成する審査委員会により行う。審査委員会は、主査1人、副査2人により構成する。この場合において、指導教員及び共著者を審査委員に選定することはできない。
- (2) 教務委員会が必要と認めた場合は、教授会の承認を得て、他の大学院の教授を審査委員会に加えることができる。

- (3) 審査委員会は、委員全員の出席がなければ成立しないものとする。
- (4) 主査は、なるべく速やかに審査委員会を召集し、学位論文を審査しなければならない。
- (5) 審査は、論文発表者の氏名、所属、研究題目、審査日時及び場所等を1週間前までに公示し、公開で行うものとする。
- (6) 主査は、審査委員全員が署名捺印した審査報告書を、教授会に提出しなければならない。なお、副査は、必要に応じて審査報告書について補足を行うことができる。
- (7) 審査の結果は、評語によりA、B、C、Dの4種とする。
- (8) 評語は、次のとおりとする。
 - A 100点～80点
 - B 79点～70点
 - C 69点～60点
 - D 60点未満

6 外国語試験委員会

- (1) 外国語試験委員会（以下「試験委員会」という。）は、教務委員会が選出した教員5人をもって構成する。
- (2) 試験委員会は年1回の外国語試験を実施しなければならない。
- (3) 試験委員会は2外国語について試験を行う。ただし、教授会が必要と認めた場合は、1外国語とすることができる。
- (4) 試験委員会は、外国語の試問の結果を教授会に報告する。

[2] 博士後期課程の最終試験

群馬大学大学院学則第20条に基づき教授会が行う最終試験は、次によるものとする。

- (1) 最終試験の委員には教務委員会が選定した特別研究担当教員3人があたる。ただし、教務委員会が必要と認めたときは、他の大学院の教授をもって代えることができる。
- (2) 最終試験は、口頭とする。
- (3) 最終試験は、学位論文審査終了後なるべく速やかに行う。
- (4) 試験委員は、最終試験終了後、合否判定を記載した報告書を教授会に提出する。
- (5) 報告書には、委員全員が署名捺印するものとする。

[3] 論文提出による学位の申請

1 学位申請の資格

- (1) 学位を申請できる者は、本学博士後期課程に3年以上在学し所定の単位を修得して退学した者又は次の各号に定める研究歴を有し、かつ、教務委員会が実施する外国語試験に合格した者とする
 - ア 大学を卒業した者 7年以上
 - イ 前記アに該当しない者 教務委員会が必要と認める相当の期間
- (2) 前号に定める研究歴は、次に該当するものをいう。ただし、原則として本研究科の大学院の学生、専任職員又は研究生としての1年以上の研究歴を含まなければならない。
 - ア 大学の専任職員又はこれに準じて研究に従事した期間
 - イ 大学院に在学した期間

ウ 専攻生，研究生等として在学した期間

エ 権威ある研究施設において専任職員又はこれに準じて研究に従事した期間

オ その他教務委員会が前記アからエまでと同等以上と認める方法により研究に従事した期間

2 論文の提出

- (1) 提出する学位論文は，提出者を筆頭著者とする原著論文であって，主論文及び副論文の2編とし，申合せに基づき選定された学術専門雑誌に掲載されたもの（掲載後7年以内のもの）又は当該雑誌の編集責任者の掲載許可を得たものとする。

なお，学位論文の提出に併せて参考論文（印刷公表されたものに限る）を提出することができる。

- (2) 筆頭著者とは，第1著者又はequal contributionと明示された第1及び第2著者とする。

(3) 提出書類

ア 申請書

イ 履歴書

ウ 卒業証明書又は卒業証書の写

エ 外国語試験合格証明書

オ 大学院の単位修得者は単位修得証明書

カ 研究歴証明書

キ 論文目録（論文題名が外国語の場合は，訳を付すること。）

ク 主論文及び副論文の要旨

ケ 共著者全員の同意書（原則として，主論文又は副論文が，共著論文の場合に限り提出する。）

コ 参考論文のある場合

サ 本学教授の紹介状

シ 審査手数料 群馬大学学位規則第5条第2項に定める金額

3 論文の受理

教授会は，論文の受理の可否を審議する。

4 審査委員会

審査委員会については，〔1〕の第5項に準ずる。

5 専攻学術試験

専攻学術試験については，〔2〕に準ずる。

附 則

この内規は，平成23年4月1日から施行する。

附 則

この内規は，平成25年7月23日から施行する。

附 則

この内規は，平成28年4月26日から施行する。

附 則

この内規は、平成30年3月27日から施行する。

附 則

この内規は、令和元年6月25日から施行する。

附 則

この内規は、令和6年11月26日から施行する。